

一一ノ一八 陪游笠置山記（齋藤拙堂）

出典 拙堂文集 門人中内惇編 明治十四年

解説 拙堂は十一代藩主、藤堂高猷に従つて来山した。この記はその時のもの。

拙堂（寛政九年〜慶応元年 一七九七年〜一八六五年）は開明派の儒者で、幼少より学問を好み、その逸材振りが世に聞こえており、高猷が十二才で襲封すると共に藩主の諸学指導に任じた。藩主に随つてしばしば江戸に逗留していたため諸学者との交流も深く、拙堂の文名は諸国に知られるようになった。將軍家定から幕府儒官への登用の誘いも受けたが辞退し、藩学の充実に努め、渡辺華山にも近づき同時に蘭学や海防問題にも関心を持っていた。知人に幕臣川路聖謨、江川英竜その他各地の儒者がいる。

藩主一行は文政十年九月十五日夜、伊賀上野の城を出て翌朝笠置に到着した。山上の福寿院で休息してから笠置山の名所を巡り、山頂の行在所に至り楠木正成を偲んだ。下山後は木津川で鯉を取らせ酒宴を張った。

この記は明治以降第二次大戦終了時までには太平記、日本外史とともに良く読まれていて、注釈本（漢文軌範卷一講義 竹添治三郎）まで出ていた。

原文

陪游笠置山記

文政十年九月、我公依例移鎮上野城、因巡封上笠置山、修故事也、山属城州、為後醍醐帝蒙塵处、今係我藩封域、在上野城西五里、十五日子夜、駕出城門、双戟啓行、沿路烧炬如昼、臣謙承乏侍読、得載筆従、比明老幼夾途觀欣欣然、十六日食時、達笠置、邑屋稠密、夾木津川、入館、伝殖而出、公更獵服、布韃芒鞋步行、群下均服従之、山在南岸、臨水、曲折如琉璃屏、渡川就之、繞従西北隅、盤廻而上、山高十町而已、太平記為十八町者誤、入憩福寿院、此行謙囑函書局、齋太平記、乃取之、為公読笠置條曰、參河人足助二郎重範守城門、以勁弓長箭、射殪賊将二人、此為嚮所過阪上双石対峙处、今仍稱為第一城門是也、曰、及賊逼陣、寧樂般若寺僧兵、累以巨石投賊、賊人馬齏粉、因自敗潰、積屍填谷、此亦在城門外、其傍今呼為地獄谷、可相証、至賊将陶山藤三小見山二郎間道、襲行在、曰、此為山之東北也、公乃從左右出院、門側有懸鐘、形甚古雅、係建久年製、有銘文数十字、按此寺白鳳十一年創置、天平勝宝四年創正月堂、歴代修建、号為宏壯、建久中、僧解脱又築般若台、此鐘亦當時所造、及元弘兵燹後、不能復旧、独此鐘為古物、命僧敲之、教杵、声鏗鏗然、杵止響騰、曰、黄鐘調也、過護法祠、左折、有大石、頽然横崖上、曰、薬師石、其西有弥勒石、皆高十丈許、濶称之、其石高及其半者為文殊石、旧各鑿佛像、罹災滅、弥勒独存頭上円光、文殊漫剥、僅存痕跡、右折過仏殿下而北、有胎藏金剛二石、皆高四丈許、曲折相連、其

下開裂丈余、欲然成窟、窺之深黑、其右隨金剛一東面者、鐫虛空藏、石高濶略等一石、仏身專之、彫刻分明、尤為奇偉、此皆僧侶點者所設、當時不能護王法、伏中賊魔上、眞不靈頑物耳、又北數十步得石門、門石長六丈余、兩傍盤石疊起承之、其下空濶、可數人並行、左傍一小洞、入數十步、得一寶纒出、如兒離母体、呼曰胎內寶、此間怪巖爭立、古木蒼鬱、使二人凜然、纒出石門、豁然山水可瞰、過大鼓石、叩之、響聲鳴、其下曰觀音谷、實為賊所涉間路、謙為公指東北一村曰、此為飛鳥路村、係柳生氏之封、當時其民實導賊將經此襲陷行營、本邑之民醜之、至今五百年、不通婚嫁、言及之唾罵、臣嘗質之土人、且問曰、今尚然耶、其人瞋目扼腕曰、万劫如是爾、臣以此知民心之好義出於天性也、昔者先君祐信公來觀嘉之、稱為義郷、親製古風一篇、為公誦之、公竦聽者久之、又西數百步有不動巖、巖半垂在崖下、而平等巖在其背、公欲往觀之、侍臣止之、遣數人、攀巖肩、匍匐而行、峻險難措足、号为蟻徑、過徑即平等巖、巖坦平、広表數丈、下臨絕壑、巖上有二円石、高及二人額、可重數千斤、以手撼之、則兀兀動搖、而終不可轉也、遂從登三行在旧址、為中峯最高處、帝之夢楠公、及楠公之上謁陳策、蓋皆在此、今唯見老樹鬱蔥榛莽蕪穢耳、為之慨然、穿林而西得坪、吏預設幄亭、休歇焉、崖上有二石、呼為吹螺巖、道、官軍鳴海螺處、下山、來時所駕樓船在焉、藩祖高山公從伐大阪一時所用、沂上流數町、遶山麓、怪巖錯出、老木紅黃相間、命土民習舟者、撒網獲鯉數十頭、獻焉、日下春、還館命烹鯉賜宴、歸入城門、夜正三鼓、此山以係封域、先臣津阪孝綽、既有記詳之、此行所遇既殊、不敢不重錄以備參考、謙謹按當時官軍護行在者三千余人、皆伊賀伊勢之兵也、今我公撫二伊而有之、今日所從士數百人、其中必多義軍之裔、且行在之受圍、在三元弘元年九月、此行正值其時、追撫往事、感念殊深、夫為二人臣子者、常則勤恪、變則仗義授命、無古今之異、謙職忝風教、從游豫、飽飲食、而徒然無述焉、臣所懼也、因謹記如此

附 拙堂文話より（日本芸林叢書第四卷より）

山城国東南隅有笠置山、為三元弘帝蒙塵處、今属我藩封内、在伊賀上野城西三十里、故余徒藩之後、得屢往遊焉、丁亥季秋、吾侯巡封、遂登此山、余亦復載筆陪從、益詳其勝狀、山不甚大、多巨石崇巖、或至五六十尺、形狀譎詭皆足駭目驚魄、而其尤奇者為石門、門石長六丈余、兩傍盤石疊起承之、去地三丈許、望之巍然如城闕、其下空濶、可數人並行、左傍一小洞、窺之闇黑、入數十步、得一寶纒出、如兒離母体、呼曰胎內寶、又有搖石者、在大盤石上、高及二人額、可重數千鈞、以手撼之、則兀兀動搖、理之不可詰者也、於戲疆内之勝有如此者、吾曹手筆凡陋、不能發其奇、可恨已、若得柳州入神之筆、写而伝之、其名豈出於黃溪石城之下哉、

読み下し文

文政十年（一八二七年）九月、我公（第一代藩主、藤堂高猷）例に依り鎮めの上野城に移る。因つて封を巡りて笠置山に上り、故事（いわれ）を修するため也。山は城州（山城国）に属し、後醍醐帝蒙塵する処と為し、今我藩の封域に係る。上野城西五里に在り。

十五日子夜（真夜中、午後十二時）、駕、城門を出ず。双戟行を啓す。沿路炬を焼し昼の如し。臣謙で乏（官職の空位）の侍読（主君の側近く仕え書を講ずること）を承り、筆を載き従うを得る。明けるに比び、老幼途を夾み観ること欣欣然（よろこぶさま）たり。

十六日、食の時、笠置に達す。邑屋稠密にして木津川を夾む。館に入り、殮（簡単な食事）を伝て出ず。公獵服に更へ、布の鞆（したぐつ）、芒（すすき）の鞋にて歩行す。群下も均しく服し之に従う。山は南岸に在り、水に臨みて曲折すること琉璃の屏の如し。川を渡りて之に就く。繞りて西北の隅従り盤廻（ぐるぐる回る）こととして上る。山の高さ十町のみ。太平記に十八町と為すは誤りなり。入りて福寿院にて憩う。

此の行に謙んで図書局に囑て太平記を齎す。乃つてこれを取り、公が為に笠置の条を読んで曰く、

「参河の人、足助二郎重範城門を守り、勁弓長箭（張りの強い弓と長い矢）を以つて賊将二人を射殪す。此れ嚮いて過ぎる所の阪上の双石対峙する処と為し、今仍つて称して第一城門と為すは是也。

曰く、賊の陣に逼るに及び、寧楽般若寺の僧兵累りに巨石を以て賊に投げ、賊の人馬、齎粉（粉々になること）す。因つて自ら敗潰し、積れる屍、谷を填む。此は亦城門の外に在り、其の傍らを今に呼んで地獄谷と為す。以て相い証す可し。賊将、陶山籐三、小見山二郎、間道に至り、行在を襲う。曰く此れ山の東北と為す也」と。

公乃ち左右を従へ院を出ず。門の側に懸鐘有り。形甚だ古雅。建久の年の製に係り銘文数十字有り。按ずるに此の寺、白鳳十一年の創置なり。天平勝宝四年、正月堂を創り、歴代修建し、号して宏壮と為す。建久の中僧解脱、又般若台を築く。此の鐘も亦た当時造る所なり。元弘の兵燹（戦火）の後に及び、旧に復すること能わず、独り此の鐘のみ古物と為る。僧に命じ之を敲くこと数杵、声は鏗鏗然（カーンと鳴る音）とし、杵止るも響き騰る。曰く、黄鐘調（音律の名）也。

護法祠（椿本神社のこと）を過ぎ左折す。一大石有り、頽然として崖上に横たわる。薬師石と曰う。其の西に弥勒石有り。皆高さ十丈許り、濶（ひろい）と之を称す。其の石の高さ其の半ばに及ぶは文殊石と為す。旧く各仏像を鑄つても災に罹りて滅し、弥勒は独り頭上に円光を存し、文殊は漫に剥がれ僅かに痕跡を存するのみ。

右折し仏殿の下を過ぎて北す。胎蔵、金剛の二石有り。皆、高さ四丈許り、曲折して相連なる。其の下、開き裂くること丈余、欽然として窟を成す。之を窺うに深く黒し。其の右、金剛（二石）を補充に随いて東面するは虚空蔵を鑄つ。石の高さ、濶略二石に等し。仏身之を専（ひとりじめ）にす。彫刻分明（はつきりと明らかなこと）にして、尤も奇偉と為す

も、此れ皆な僧侶の點し者の設くる所なり。当時（元弘の役のこと）王法を護り賊魔を伏する能わず。眞に不靈の頑物（おろかなもの）なる耳。

又、北へ数十歩にして石門を得る。門石の長さ六丈余、兩傍の盤石、疊起して之を承く。其の下空濶にして数人の並行を可とす。左傍に一小洞あり。入ること数十歩、一竇（あな）を得て纒つと出ず。児の母体を離れるが如し。呼びて曰く、胎内竇と。此の間怪巖争立、古木蕪鬱（草木の盛んに茂るさま）し人をして凜然（ひきしまるさま）とせしむ。纒に石門を出づるに豁然として山水を瞰すべし。

大鼓石を過ぐ。之を叩くに鑿々と鳴る。其の下を観音谷と曰う。実に賊の渉る所の間路と為す。謙んで公の為に東北一村を指して曰く、此れ飛鳥路村と為す。柳生氏の封に係り、当時其の民、実に賊將を導き、此を経て襲い行宮を陥いる。本邑の民、之を醜しとして、今に至ること五百余年、婚嫁を通ぜず。言いて之に及びて唾し罵る。臣嘗つて之を土人に質し、且問いて曰く、今尚然るや、其人目を瞋らせ腕を扼して曰く、万劫（永久）に是の如しと。臣此を以て民心の義を好むこと天性に於いて出づるを知る也、昔、先君祐信公（第九代藩主高嶷）来觀して之を嘉し、稱して義郷と為す。親しく古風一篇を製して公の為に之を誦す。公竦んで聴くは之に久し。

又西数百歩にして不動巖有り。巖半ば垂れ崖下に在り。而うして平等巖其の背にあり。公往きて之を觀るを欲す。侍臣之を止む。数人を遣り巖肩を攀じ、匍匐して行く。峻嶮にして足を措き難し。号して蟻径と為す。径を過れば即ち平等巖なり。巖は坦平にして広表（幅と長さ）数丈なり。下は絶壑に臨む。

巖上に一円石有り。高さ人の頷に及び、重き数千斤可り。手を以て之を撼すに、則ち兀兀と動揺するも、而して終に転がる可からざる也。

遂に従いて行在の旧址に登る。中峯の最高所と為し、帝の楠公を夢み、及び楠公の上謁し策を陳す、蓋し皆此にあり。今唯老樹の鬱葱（鬱蒼として青々と茂る様）として榛莽蕪穢（土地が荒れ、草木が生い茂る）なるを見るのみ。之が為慨然（なげき、いきどおるさま）とす。林を穿ちて西に坪（中庭）を得る。吏（役人）、預め幄亭（とばりを張った休憩所）を設け、休憩（やすむこと）す。崖上に一石有り、呼びて吹螺巖（現在貝吹岩という）と為す。官軍を道き、海螺を鳴らす処なり。

山を下る。来る時駕せる所に楼船あり。藩祖高山公（藤堂高虎）に従いて大阪（大坂冬の陣、夏の陣）を伐するに時に用いる所なり。上流に沂（さかのぼ）ること数町、山麓を遶りて怪巖錯出し、老木紅黄、相の間、土民の舟を習いし者に命じて網を撒き、鯉数十頭を獲りて献す。

日は下春（日の暮れかかる頃）、館に還り、命じて鯉を烹、宴を賜う。帰りに城門に入るは夜正に三鼓（午前零時頃）。

此の山、封域に係るを以て、先臣津阪孝綽（二七五七〜一八二五年、儒学者）既に記有りて（前掲の遊笠置山記）之を詳らかにす。此の行の遇する所、既に殊す（たやしつくす）も敢えて重録

し、以て参考に備なえざらんや。

謙謹して按ずるに、当時官軍の行在を護る者三千余人、皆伊賀、伊勢の兵也。今我公二伊（伊賀、伊勢）を撫ぶして（領有して）之（伊賀、伊勢の兵）に有り。今日従う所の土数百人、其の中に必ず義軍の裔（子孫）多からん。且つ行在の囲みを受くは元弘元年九月に在り。此の行、正に其の時に値す。往事を追撫（昔のことを思い出して懐かしがること）して感ずるの念、殊に深し。

夫れ人、臣子（家来）と為すは常に則ち勤恪（職務を忠実に勤める事）にして、変（事変）あらば則ち義に仗り命を授くこと古今に之れ異なし。謙（へりくだりの言）職、風教（徳によつて人民を良い方に導く事）を忝なくす。游予（帝王の巡幸）に従い、飲食に飽き、徒然（無為に時を過ぐす事）にして述（記述）なきか、臣懼る所なり。因つて謹んで記すること此の如し。

附 拙堂文話より

山城国の東南隅に笠置山有り、元弘帝の蒙塵（天子が変事に難を避けて都から逃げ出すこと）する処と為す。今我藩の封内に属し、伊賀上野城の西三十里（三里の間違い）に在り。故に余藩に徒りての後、屢往きて遊ぶを得る。

丁亥（文政十年）季秋（陰曆九月）、吾侯封を巡し、遂に此山に登る。余も亦、復び筆を載き陪従（おとも）して益其の勝状（すぐれた景色）を詳にす。山は甚大にあらずも、巨石崇巖多し。或は五六十尺に至る。形状譎詭（不思議なこと）にして皆目を駭かし、魄を驚かすに足る。而して其の尤も奇なるは石門と為す。門の石、長さ六丈余、両傍の盤石は疊起（重なり合つて立つこと）して之を承く。地を去ること三丈許、之を望むに巍然として城闕（城の門）の如し。其下は空濶（広々としている）にして数人並行を可とす。左傍の一小洞は之を窺うに闇黒なり。数十步入りて一竇（あな）を得、纔に出ず。児の母体を離れるが如し。呼びて胎内竇と曰く。又揺石と有るは大盤石上に在り。高さ人領に及び、重さ数千鈞たるべし。手を以つて之を撼せば、則ち兀兀と動揺す。理の詰すべからざる者也。

於戲（ああ）疆内（領内）の勝に、此くの如く有るも、吾が曹手（なかま）の筆、凡陋（身分が低く卑しい）にして、其の奇（優れること）発する能わず。恨むべくのみ。若し柳州（唐の文人・政治家、唐宋八大家の一人である柳宗元のこと）入神の筆を得れば、写して之を伝うべし。其の名は豈に黄溪石城下に出ずべきや。